

府中市補助金交付規則

府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づいて、産業、教育、その他公益上必要と認められる団体等の育成若しくはこれらの団体等が行う施設又は事業の奨励助長のため、市が行う補助金の交付については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）補助金等 市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。
  - ア 補助金
  - イ 負担金
  - ウ 利子補給金
  - エ その他相当の反対給付を受けない給付金のうち市長が指定する給付金
- （2）補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3）間接補助金等 本市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。
- （4）間接補助事業等 前号の給付金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （5）間接補助事業者 間接補助事業等を行う者をいう。

（補助金等の額）

**第3条** 第1条の規定により交付する補助金等の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。

（交付の申請）

**第4条** 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

**第5条** 市長は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金等を交付することが適当

と認め、補助金等の交付を決定するときは、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）によって申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受領した者（以下「補助事業者」という。）は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により市長が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

3 市長は、第1項の審査により補助金等を交付することが不適当であると認めたときは、補助金等不交付決定通知書（別記様式第3号）によって申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

**第6条** 補助事業者は、当該通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から市長の定める期日までに補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（申請内容変更等の申請）

**第7条** 補助事業者は、補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更し、中止し、又は廃止する場合には、直ちに市長に補助事業計画変更等承認申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したとき又は承認しないことを決定したときは、補助事業計画変更等承認（不承認）通知書（別記様式第5号）によって当該申請者に対し通知するものとする。

（補助事業の遂行）

**第8条** 補助事業者又は間接補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長が補助事業の遂行のためにした指示に従い、善良な管理の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金等を他の用途へ使用してはならない。

（実績の報告）

**第9条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第7条に定める補助事業の廃止の承認を受けたときには、実績報告書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（額の確定）

**第10条** 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第7号）によって補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

**第11条** 補助事業者は、前条の補助金額確定通知書により通知を受けたときには、補助金等交付請求書（別記様式第8号）によって補助金等の交付の請求をしなければならない。

（交付時期）

**第12条** 補助金等の支払は、第10条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に行うものとする。

（交付の請求の特例）

**第13条** 市長は、第10条に規定する補助金等の額の確定前においても補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、概算払又は前金払（以下「概算払等」という。）により補助金等の全部若しくは一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項に定める概算払等の申請をしようとするときは、市長に概算払等申請書（別記様式第9号）を提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、補助事業の完了後に第9条の規定による実績報告書の提出に加えて精算報告書（別記様式第10号）を提出しなければならない。

（決定の取消し）

**第14条** 市長は、補助事業者又は間接補助事業者が補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業又は間接補助事業等に関して補助金等の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合は、補助金等交付決定取消通知書（別記様式第11号）によって補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定は、第10条に定める補助金等の額の確定があった後においても適用されるものとする。

（補助金等の返還）

**第15条** 補助事業者がこの規則に違反したとき、補助金等の交付の目的にそわずその効果が見込まれないとき、前条第2項の規定により補助金等の額の確定があった後に交付の決定が取り消されたとき又は市長において不相当と認めるときは、補助金等の全額又は一部の返還を命ずることが

できる。

2 前項の規定により返還を命ぜられたものは、速やかに補助金等を返還しなければならない。

(帳簿等の備付け)

**第16条** 補助事業者等は、補助事業の実施に関する帳簿及び書類を備え、当該年度における事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(立入検査等)

**第17条** 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員をその事務所等に立ち入らせ、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(財産処分の制限)

**第18条** 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長が特に指定するもの

(暴力団等の排除)

**第19条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 前2号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(委任)

**第20条** この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の府中市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降の予算に係る補助金から適用し、施行日前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。